

令和3年7月8日

川西市議会議長

平岡 譲 様

厚生文教常任委員長

大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和 3 年 7 月 8 日)

1 . 議案第 5 1 号 市立川西北こども園整備工事請負契約の変更について

議案の概要

本案は、令和 2 年第 7 回市議会（定例会）において契約締結の議決を得た市立川西北こども園整備工事請負契約について、工事内容を変更すべき状況が判明し、金額を当初の 5 億 9 2 9 0 万円から 1 4 7 4 万円増額する変更契約の必要が生じたため、議会の議決を得ようとするもの。

質疑の概要

問 今回の変更契約は、土中の基礎杭の本数に図面との相違はないものの、間隔に相違が見られたほか、杭が傾いていたことが確認されたためとのことであるが、その要因について伺いたい。

答 園舎は約 5 0 年前に整備され、図面以外に記録が残っておらず当時の施工状況の詳細を確認することはできなかった。したがって、間隔が相違している理由は不明だが、杭の本数が足りないわけではないので、市としては欠陥とは認識しておらず、斜めになっていることについては、2 6 年前の阪神・淡路大震災による影響もあったのではないかと推察している。

なお、建物については定期的に法定点検を実施し、構造上重大な欠陥がないことは確認できていることから、その後の使用に支障は生じていない。

問 5 0 年前の工事とはいえ、図面と現場が一致しないという事実は看過できないと考えるが、こうしたことは今後も起こり得るのか、市の考えを伺いたい。

答 最近の工事については、変更点を赤色で示すなどした上で竣工図面を徴しているため、今回のような相違は生じないものと考えている。しかし、過去の分については、構造計算上に問題がなければ多少の変更は認めていた可能性があるため、今回のように掘削してみなければわからないといったことは、今後も発生する可能性は否定できないと考える。

問 当初は、調査基準価格を下回る入札額となったことに伴い、低入札価格調査により落札されている。今回、この契約を増額変更しようとしている点について、契約自体に問題はなかったのか、市の見解を伺いたい。

答 今回の増額変更の要因は、地中部分の解体に係る内容であることから、仮に他の業

者が落札していても同じ結果になったと考える。なお、今回の変更については市が承認し、金額については市が積算して変更しようとするものである。

問 今回の工事で、9メートルの杭を49本撤去するとのことであるが、地下水や地盤など周辺への影響や新たに建てる建築物への影響をどのように考えているのか。

答 杭を抜いた部分は、すべて専用の材料を使用して固めて埋め戻すため、周辺への影響はないものと考えている。また、新たに建築する建物は、基礎の下をラップルコンクリートで補強することから問題ないと考えている。

問 従来の建物は、鉄筋コンクリート造で杭による基礎としていたものを、新たに建築する建物は鉄骨造とし、杭を撤去してコンクリートによる補強を採用しようとしているが、その理由を伺いたい。

答 今回、認定こども園を建設するにあたり、建物の用途や規模に照らして検討した結果、こども園としての性能を十分に果たすとともに、重量が軽く基礎のサイズが小さくて済む鉄骨造を採用したところである。

今回、その基礎部分には、ラップルコンクリートによる基礎底補強を行うこととしており、これは鉄骨造2階建ての建物を支える十分な強度を有しているものである。

特記事項

配付資料あり（議案第51号 市立川西北こども園整備工事に伴う変更契約について）
議案質疑資料あり（1.6月議会に提出しなかった理由の詳細について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）